

法務省民二第2053号
平成19年9月26日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

旧日本道路公団，旧首都高速道路公団，旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団の所有する土地の所有権の移転に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記の件について，別紙甲号のとおり民事局長に対し独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の理事長から照会があり，別紙乙号のとおり回答されたので，この旨管下登記官に周知方取り計らい願います。

総管第 6624 号
平成19年 9月13日

法務省民事局長

殿

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長

旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団の所有する土地の所有権の移転に伴う登記事務の取り扱いについて(照会)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構では、標記四公団から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への権利の承継の登記を一斉を行うことを予定しております。つきましては、当該登記事務に関しまして、下記のとおりのお取り扱いで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局の登記官並びに日本司法書士会連合会に、その旨周知方よろしくお願ひします。

記

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取扱う包括委任状については、別紙のとおりとする。

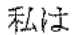
委任状

平成 年 月 日

東京都港区西新橋二丁目8番6号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 

私は  を代理人と定め、
日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第15条第1項の規定
により旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連
絡橋公団から取得した不動産の登記に関する次の事項について、一切の権限を委任し
ます。

記

1. 所有権に関する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への移転の登記
の申請に関する件
2. 上記申請に関する委任状及び資格証明書の原本還付請求並びに受領に関する件
3. 上記申請に関する登記済証又は登記識別情報及び登記完了証の受領に関する件
4. 上記申請書の取り下げ又は補正に関する件
5. 上記の各号に掲げる行為について復代理人の選任に関する件

以上

法務省民二第2052号

平成19年9月26日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 [REDACTED] 殿

法務省民事局長 [REDACTED]

旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団の所有する土地の所有権の移転に伴う登記事務の取扱いについて（回答）
平成19年9月13日付け総管第6624号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨、法務局長及び地方法務局長並びに日本司法書士会連合会会長に通知しましたので、申し添えます。

おって、所有権の移転の登記の嘱託をオンライン指定庁に対してする場合には、可能な限りオンラインによる嘱託手続を利用させていただくよう御配意願います。